

資 料 提 供
令和3年1月12日
担 当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直 通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年1月11日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4163～4164例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4163	30	廿日市市	1月7日(発症日) 咽頭痛、微熱	1/11	調整中	・広島市感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし
4164	60	三次市	1月7日(発症日) 嗅覚異常	1/11	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

【広島市及び近隣市町の住民の皆様へ】

- 令和2年11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっていることから、令和3年1月17日(日)まで、広島県、広島市及び近隣市町(廿日市市、府中町、海田町、坂町)が連携して集中対策を実施しています。
- 引き続き、3密の回避や、マスク着用、手指の消毒などの基本的な対策を徹底してください。
- 人と人との接触機会を低減するために、出来る限り、外出機会を削減してください。
- 自宅以外で、会食等をする場合には、同居する家族の方以外との会食は控えてください。
- 飲食店を利用される場合には、パーティション等で仕切った飛沫感染予防対策を講じている飲食店や会食の場を利用してください。
- いわゆるマスク会食を行う際には、マスクを外した状態での会話は控えてください。

【県民の皆様へ】

- 感染拡大地域との往来は、引き続き慎重に検討してください。
- 家庭を起点とした感染拡大をしないために、次の事項を徹底してください。
 - ・ ウイルスを家庭内へ持ち込まないこと
そのためには、特に飲食の場や職場での感染予防対策をしっかり取ってください(うつらない)。
 - ・ ウイルスを家庭の外へ持ち出さないこと(うつさない)
そのためには、風邪症状等のある場合には、すぐに医療機関を受診し検査を受けてください。
検査を受けて結果が判明するまでは、自宅で待機してください。
 - ・ 家庭内の感染防止対策
- 「緊急事態宣言」の対象となっている東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来は最大限の自粛をお願いします(社会的機能維持のためや入学試験受験等のためを除く)。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。